

大 阪 市 環 境 局
堀 井 久 司 様

2023年9月28日
大阪市職従環境事業局支部協議会
委員長 北川 滋雄

自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、2023現業・公企統一闘争の基本的な目標を「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」として、人員確保や賃金・労働条件の改善など、「質の高い公共サービスの確立」に向け取り組みを進めるとし、第1次闘争では、災害対応を含めた必要人員・予算の確保を要求してきました。第2次闘争においては、第1次闘争の中間総括を行い、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしています。

そのような中、市従本部は、組合員の生活と権利を守り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、市民・利用者の視点にたった「質の高い公共サービス」の提供と「職の確立」を図るための業務執行体制の構築など、個別具体の要求項目を取りまとめ第1次闘争から1年を通した取り組みを展開し、第2次闘争の推進に向け取り組み強化を図っています。

職従協議会は、自治労、市従本部に結集する中で、第1次闘争の取り組みとして2023年5月26日に当局に対し申し入れを行い、7月13日小委員会交渉において、協議事項に係る考え方が示されました。この間、環境局における時差勤務の導入など円滑な事業運営に最大限協力するなど、市民の安心・安全を守り、市民サービスの向上と生活環境を守ることを第1に日夜業務を遂行しています。

以上のことから、行政責任を回避することなく市民の視点に立った廃棄物行政を推進するよう、第2次闘争の取り組みとして、次の内容について強く要求します。

記

1. 環境保全・資源循環型廃棄物行政の構築に向けては、行財政の「効率化」「コスト論」のみを優先した変更ではなく、災害から市民を守ることを最優先に環境局として公共関与が必要な事業においては直営を基本とすること。また、廃棄物処理処分事業について、大阪広域環境施設組合に対し、環境局として責任を持って対応を図ること。
2. 「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」の達成に向けた取り組み内容についての検証と引き続き効率化に向けた課題など情報提供を行うこと。また、災害対策の推進や廃棄物対策の充実など、市民・高齢者の視点に立った「質の高い公共サービス」を提供

できるよう取り組み、組合員の勤務労働条件の変更については、労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。

3. 定年引き上げに伴い、高齢期の雇用制度について、公共サービスに従事する組合員の業務実態を踏まえ65歳まで安心して働き続けられる職場環境の整備を図ること。

4. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善及び、転任制度の昇格・昇任の課題改善について関係先に働きかけること。
また、より一層の市民サービスの充実に向けた主任の配置を行い、業務内容の変化に伴う仕事の質の多様化に対応できる業務執行体制の確立を図るとともに、2級班員についても適正な配置を行うこと。

5. 近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、環境事業センターにおいて、引き続き災害対策に向けた地域拠点としての即応力や柔軟な体制の確立とともに機能・権限の拡充を図ること。具体には、災害時における要員確保や機材の整備、搬入場所の確保などについて、局の考え方を示すこと。

6. 新たな事業や業務内容が大きく変遷している。そのことから、職場実態をふまえ、特殊勤務手当の支給規則の改正を図ること。

7. すべての公務災害を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、近年の気温上昇等による熱中症対策をはじめ現場実態に応じた労働災害防止対策を講じること。また、市民の安心・安全を鑑み、そこに働く者の労働環境・ワークライフバランスを十分に確保すること。

8. 新型コロナウイルス感染症で得た経験を踏まえ、引き続き、組合員が安心して業務に従事できるよう職場環境の改善整備を図るなど、最大限の対策を講じること。

9. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に合った作業被服等の貸与を進めてきたが、効果についての十分な検証とさらなる改善等に向け、引き続き協議を行うこと。また、局として災害発災時や感染症防止に対応し得る被服及び安全保護具等の備蓄を行うこと。

10. 労使関係については法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。